

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2013年1月17日

発行者：(代表) 浅野太三

No.10

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS

No. 1

合同
発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒ yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会，第9次横田基地公害訴訟原告団

※しばらくの間，NEWSは「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行とします。

12月12日東京地裁立川支部 に提訴～第1回口頭弁論は、 3月7日(木)午後1時30分

昨年12月12日に原告数137名で提訴した私たち第9次横田基地公害訴訟ですが，本年3月7日に第1回の口頭弁論の期日が入りました。

第1回の期日としては予想外に早い時期に入りましたが，気を引き締めて訴訟に臨みたいと思います。原告団の皆さん，横田・基地被害をなくす会の皆さんの今まで以上のご協力をお願いします。

なお，皆さんにお願いしたいことですが，まずは，原告の皆さんはNEWSに同封しました訴状に目を通していただくこと，そして，自分の被害をメモで書き留めたり，写真やビデオに残すこと，その後，

弁護士さん立ち合いで陳述書(自分の被害を裁判所に訴える文書)を作成すること，住所変更や戸籍に変更があった際は早いうちに原告団本部に連絡をすること，時間を割いて裁判傍聴等の行動に参加すること，基地被害を受けている声により裁判所に届くよう原告を増やしていくことなどです。

また，横田・基地被害をなくす会の皆さんには，裁判傍聴など，「なくす会」の設立趣旨に沿った行動に参加いただくことをお願いします。(事務局)



第9次横田基地公害訴訟 への決意

第9次横田基地公害訴訟原告団 副団長
横田・基地被害をなくす会 副代表
青山秀雄



新しい年が明けました。おめでとうございます。

昨年12月12日、私たちは「静かな夜と空を返せ」を基本に人間らしい日々の生活を取り戻すために第9次横田基地公害訴訟を提訴しました。全国初の米軍基地公害訴訟の1976年から36年。先の飛行差し止め訴訟終結時の2009年4月から3年8ヶ月が経過しました。

過去11度にわたる判決で裁判所は騒音の被害を認め賠償金の支払いを国に命じても、その騒音被害の根源である飛行差し止めの判断は避け続けてきています。裁判所がこの判断を続ける限り、そして、私たち基地周辺住民は、横田基地が存続する限り飛行差し止めによる騒音の解消を裁判に訴え続けなければならない構図になっているのは周知の通りです。

私たちは決して争いをしたくて裁判をしているわけではありません。国は私たち国民の生命や財産を守るという最も優先されるべき第一義を放棄しているから裁判に訴えるしかない。裁判所、つまり司法が国の姿勢を正すべき立場にあっても判断・言及をしないのである。独立すべき司法が、国の姿勢を容認・追従しているから私たちはこのような方法を取らざるを得ないのである。訴えなければ騒音をはじめとする基地被害を、全て基地周辺住民が容認していると判断されてしまう危険があまりにも大きいからである。私は、途中からの訴訟参加者だが、「国に逆らう者」「アカカ」のレッテルや「国の税金を使う防音工事はおかしい」等の的外れなイヤガラセ、中傷に屈することなく「平穏な生活を」「被害をなくしたい」「子孫に継承したくない」をの信念を貫き通した故福本龍蔵さんの熱い思いに心打たれ参加した。故福本さんと同じ思いで長きにわたり訴え続けた多くの先輩の皆さんの闘いが飛行回数の減、騒音の減、横田まつりでの曲芸危険飛行の禁止、防音工事等の確実な成果にもなっています。

しかし、最近、航空自衛隊の横田移転による共同研究、行動、訓練による飛行回数増加や朝6時、夜10時の時間帯の離発着、編隊を組んでの

旋回訓練や早朝からのエンジンテスト、ジャイアントボイス等、騒音・危険度は確実に高まっています。だからこそわたしたちの第9次訴訟は大変重要な裁判であると認識しています。

加えて3・11東日本大震災を口実としたトモダチ作戦、ナショナリズムを煽り続ける尖閣諸島や竹島などの領土問題による、日中・日韓関係の悪化、北朝鮮のミサイル問題…。新政権の自民党返り咲きで一段と右旋回。すでに防衛のためと軍備費の増額を決定、憲法改正で自衛隊を軍隊に格上げし、戦争のできる国へ数の力で達成しようとしています。米軍にとっても横田基地は今後益々重要な基地と位置づけられるのは明白です。

世界にテロをつくり続けた米国が危険な行動にできれば、その真っ先にテロの対象となるのは米国ではなく首都東京圏にある横田基地と考えられます。騒音被害どころではない生命の危険を、私は横田基地住民の被害を想定してしまいます。また、沖縄・普天間基地に常駐強行のオスプレイも近いうちに日本全国での低空飛行訓練の実施、そうなれば否応なく横田基地にも飛来は必須です。戦後67年経過した今日でも民主主義国家日本であっても今尚米国の属国になり続けています。せめて司法は独立国家としての当たり前の判断をすべきであると思うのです。私たちの第9次訴訟と関連性が深く切り離すことのできない問題を多く含んでいると思います。

そして、私たちの今回の訴訟は最後の裁判となるように強く望んでいます。

最後に、訴訟間際に体調を崩し現在入院中の団長・浅野太三さんの一日も早い回復を願い、これまで負担をかけたことの反省の上に立ち活動したい。当面は、役員が一丸となり、原告・会員の拡大に取り組まなければならないと思います。そして、全面的な協力をいただいている西東京共同法律事務所の弁護士・事務関係のみなさんの連携をさらに深めながら、先人たちの歴史に学びながら微力でも副団長として活動していくことを明らかにし、決意といたします。

原告団参加にあたって



第9次横田基地公害訴訟原告団
副団長 中里博文

私は、基地から500m程のところに生まれ育って60年近くにもなる。基地による騒音には堪らないおもいをずっと抱きながらも、諦めていた。騒音には慣れるものではない。我慢しているだけなのです。まわりの人達を見ても同じようなものです。会話が中断されてもただじっと音の去るのを待って、静かになると、何事もなかったの如く会話を再開するのです。

外国の軍隊が日本にある。それは私の生まれる以前からあったのです。日本はアメリカと戦争をして負けたのですから、仕方がないのです。私の生まれる前の日本人が犯した愚行による、『負の遺産』なのです。戦争とはそういうものなのでしょう。

ベトナム戦争の頃の、横田基地への離着陸数は相当多かった。私は小中学生だったろうか。事実は知らないが、横田からベトナムへ出撃しているかのように思えたのは、離着陸の数が激しくなった後には、ニュースは米国の北爆を報じていた。私は子ども心に戦争の愚かさを感じていた。その最たるものは、クリスマス休戦というものだった。そんなことで休戦できるのなら、ずっと休戦できるだろうにと思った。戦争によって誰が得するんだらうか。今も世界のどこかで起きている戦争、勝っても負けても、戦

争はたくさんの悲劇しかもたらさない事を、どうして学べないのだろうか。

音にも種類があると思います。軍事基地である横田に飛ぶ飛行機と、羽田に飛ぶ旅客機と、その騒音の数値は同じだとしても。軍事基地からのその音の先には、攻撃を受ける逃げ惑う人々の、恐怖の叫び声が聞こえるのです。正に戦争の音です。

私は9次目にしてようやくこの裁判に参加することにしました。やはり主張はするものです。たいした力にはなれませんが、プラスひとりにはなれると思います。この裁判の争点は騒音問題ですが、その先には日本からアメリカの基地をなくす、日本の基地もなくすことが含まれていると思います。

緊急連絡先

事務所は、当分の間は、水曜日夜間以外の平日は、毎日夕方にFAX、留守電の確認をしており、メールは毎日夜間に確認をしています。御用の方は留守電に連絡先電話番号・お名前を録音するか、FAX、メールでお願いします。お急ぎの方は事務局・福本（携帯090-4951-0800）までご連絡ください。

「原告団会費」と「横田・基地被害をなくす会費」とを間違えないようにご注意ください。原告団会費は、2012年度分から(2013年3月末日まで)お支払いください。2013年度分(2013年4月～)からは、半期分5,000円ずつの分割納入も可能です。

原告のみの方は1名1万円、横田・基地被害をなくす会会員は1名2千円または1口2千円、両方に加入の方は前者+後者の金額となります。

第9次横田基地公害訴訟 原告団・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

- ①ゆうちょ銀行 店番018 普通8014443
- ②ゆうちょ銀行 00180-6-790063 (振替用紙を同封しましたので、お使いください。)
- ※名義：第9次横田基地公害訴訟原告団
- ※年会費は、10,000円(家族原告は、1名以外の会費を裁判最終時に精算することもできます。)

なくす会・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

- ①ゆうちょ銀行 店番008 普通6875225
- ②ゆうちょ銀行 記号10040 番号68752251
(振替用紙使用の場合)
- ③中央労働金庫立川支店 店番282
普通預金(口座番号)1074068
- ※名義：横田・基地被害をなくす会
- ※年会費は、個人2000円、団体1口2000円

国民主権を取り戻し

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議
代表 藤田榮治



平和憲法の理念を裁判の場で

第9次横田基地公害訴訟原告団の皆さん、2013年の新春をどのように迎えられたでしょうか。

昨年の総選挙で自民党が圧勝、自・公による安倍政権が復活し、われわれにとっては何か重苦しい年明けとなりました。

自衛隊を防衛軍、つまり軍隊として位置づけ、海外派兵に道を開く集団的自衛権を認め、さらには憲法改悪など一連の動きが進行するそんな憂慮すべき流れになっていくのではないのでしょうか。

それだけに国民主権を守り、平和の貴さを訴える、より広範な運動が問われる時期にあると思います。

そして、その一翼を担う運動がわれわれの裁判闘争だと思います。

いま裁判は、横田の皆さんが提訴されたことにより、嘉手納、普天間、小松、岩国、厚木、そして横

田の六基地の訴訟団が、間断なく国家権力を相手にそれぞれの立場で基地被害の実態を訴え闘う体制になりました。

われわれの裁判の基本は、「飛行差し止めと基地被害に対する損害賠償」を求めることにありますが、その根底に流れる思想は、米国や日本政府によって奪われてきた基地周辺住民の主権を取り戻し、平和憲法の理念を守ろうとする優れた平和運動でもあります。

こうした強い信念を持ってこれからも全国基地爆音訴訟原告団がより緊密な連携を取り合い、いま大きな問題になっている脱原発の運動やオスプレイ配備撤回の闘いと連動させて自らの裁判勝利に向けて、頑張り続けていこうではありませんか。

横田原告団の皆さんの奮闘を心より期待します。

連帯のメッセージ

三多摩平和運動センター
事務局長 若林克俊



提訴に踏み切られた第9次横田基地公害訴訟原告団の皆さんに、連帯のメッセージを送ります。

第9次原告団の皆さんは12月12日、東京地裁立川支部に提訴されました。1976年に夜間から早朝の飛行差し止めと被害者に対する損害賠償を求めて以降、一部成果はあげましたが飛行差し止めは実現しませんでした。しかし、司法の厚い壁にもかかわらず、第9次訴訟に立ち上がった原告団の皆さんの不屈の闘いに心から敬意を表します。

私たちは、昨年末12月23日に沖縄で取り組まれた「オスプレイ配備撤回！米兵の凶悪事件糾弾！御万人（うまんちゅ）大行動」に議長と事務局長が参加してきました。この行動には、沖縄県内外から3,000人が結集し、集会発言者はオスプレイの

危険性や米軍兵士の度重なる事件に対し抗議・糾弾の声を挙げました。

先の総選挙では自民党が圧勝し、安倍自公政権が復活しました。新たに54議席を獲得した維新の会や前進したみんなの党も併せると、衆議院では改憲勢力が3分の2を優に超えるという、全く望まない政治状況が現実のものとなりました。私たち平和運動センターが掲げる平和・人権・環境課題の前進・解決にとって、近年にない厳しい状況です。しかし、課題を共有する多くの人々・団体と連携を強め、この難局に立ち向かう所存です。

貴原告団のご奮闘を祈念して止みません。ともに頑張りましょう。

住所やアドレスの
変更がある方は、
お知らせください

NEWSが宛先不明で戻ってくるのが、また、急ぎのお知らせをメール送付しても届かないケースが見受けられるようになりました。住所変更やメールアドレスの変更がある場合は、事務局（p3参照）にお知らせください。

新年明けましておめでとうございます

第9次横田基地公害訴訟弁護団

昨年12月12日、東京地方裁判所立川支部に第9次横田基地公害訴訟を提起し、当事務所の弁護士が中心となって弁護団を務めさせていただくことになりました。

当事務所で横田基地公害訴訟を担当するのは初めてですが、これまで事務所で担当してきた環境訴訟や住民訴訟といった集団訴訟の経験を生かしながら、今回の裁判を担っていきたいと考えております。

今回の裁判では、主として航空機の飛行差止めと騒音被害に対する損害賠償を日本政府に求めており、その意味では、これまでの裁判と特に異なる法的構成をとっているわけではありません。しかし、未だに航空機が年間約1万回以上も飛行し、騒音被害が継続している実態を訴え、差止請求においては米軍の行為に対して日本政府が果たすべき役割を強調し、損害賠償請求においては将来の損害賠償請求をどこまで認めさせるかをターゲットに、裁判を闘っていきたいと考えております。これまでの基地訴訟の中で裁判所が作り上げてきた「過去の損害賠償は認めるが将来の損害賠償請求は認めない」「日本政府が米軍機の飛行を制約することはできない」と

いう枠組みを一步でも打ち破る裁判にするため、尽力してまいりたいと思います。

今や基地訴訟は全国的な拡がりを見せています。沖縄県の普天間基地や嘉手納基地、神奈川県の高木基地、山口県の岩国基地、石川県の小松基地、各地で訴訟が係属しています。東京都の住宅街のど真ん中に基地を抱える我々ももっと声を上げなければなりません。他の基地訴訟の原告団・弁護団と被害の声・怒りの声を共鳴させながら、全国的な基地問題に取り組んでいければと考えております。

騒音被害の根絶、35年以上にわたる裁判の歴史に終止符を打つことを目指し、第9次横田基地公害訴訟1年目を新たな決意で迎えております。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



第9次横田基地公害訴訟 原告団に参加して

福生市・原告
大森 進

私は、今回滑り込みで原告団に参加させて頂きました。本来ですと、もっと早くこうした闘いに参加すべきでしたが・・・少し反省もしています。横田基地公害訴訟の目的は、「静かな夜を返せ」横田基地に一定の規制を掛ける、基地被害の補償を求める。これになんら異論は無いのですが、私の基地に対する考え方は「米軍横田基地全面撤去」「土地を地元自治体に全面返還」この考え方は、若い頃から一貫して変わっていません。しかしながら、公害訴訟の闘いも必要であると、現在は受け止めています。なぜ基地に反対なのか、私の今までの活動を紹介しますと、生まれは佐渡ヶ島で高校卒業後、福生市のトッパンムーア福生工場に就職して、24才の時にトッパンムーア労働組合結成、それ以降職場の労働条件の課題と反戦・平和の取り組みを、当時の

西多摩地区労に加盟して共に活動してきました。現在、団長の浅野さんとの付き合いもこの頃からあります。さまざまな地域の団体と反戦・平和の闘いをして横田基地に対する取り組みも行ってきました。途中、中だるみもありましたが現在は上部組織の、全労協全国一般東京労組の委員長を務めています。東京労組は沖縄平和行進の取り組みを積み重ねてきた組合です。地元横田基地に対する労働組合として取り組みが出来るように、昨年7月に横田基地ツアーを企画して、福本さんに講師をお願いしました。ここで福本さんから原告団に誘われて、参加を決意したしだいです。横田基地反対の闘いを構築しながら、原告団員の一人として、事務局提案の取り組みと、裁判傍聴参加その他、微力ながら活動していきますので宜しくお願いいたします。

WECPNL から Lden への変更とは何か

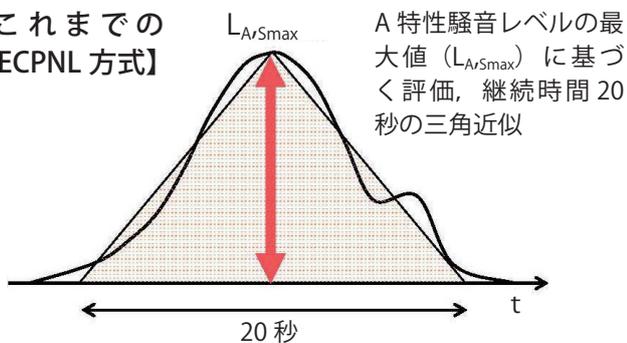
～航空機騒音評価方法の改定について～

横田・基地被害をなくす会

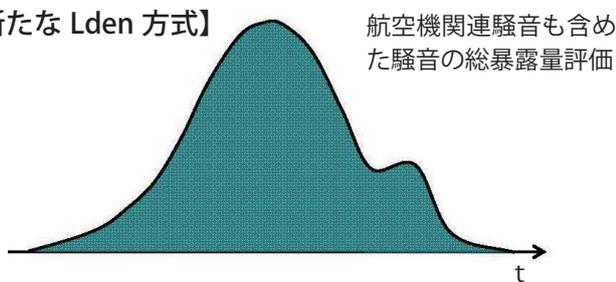
副代表 大沢 豊

2007年に「航空機騒音評価方法の改定について」の一部改正が告示され、2013年4月1日から実施されます。現行のWECPNL評価では個々の航空機騒音の最大騒音レベルを測定し、その前後10秒ずつ（計20秒）を元に騒音の影響を計算してきました。しかし、最近ではコンピュータを用いた測定技術の進歩や諸外国の動向などから、単発騒音暴露レベル（LAE）を測定し、その騒音継続区間全体をエネルギー積分するLdenという新たな評価方法へ変更されるということです。新たなLdenでは継続的に測定をするので着陸後の逆噴射などの騒音も測定の対象になるので、より正確な測定ができると言われてています。

【これまでのWECPNL方式】



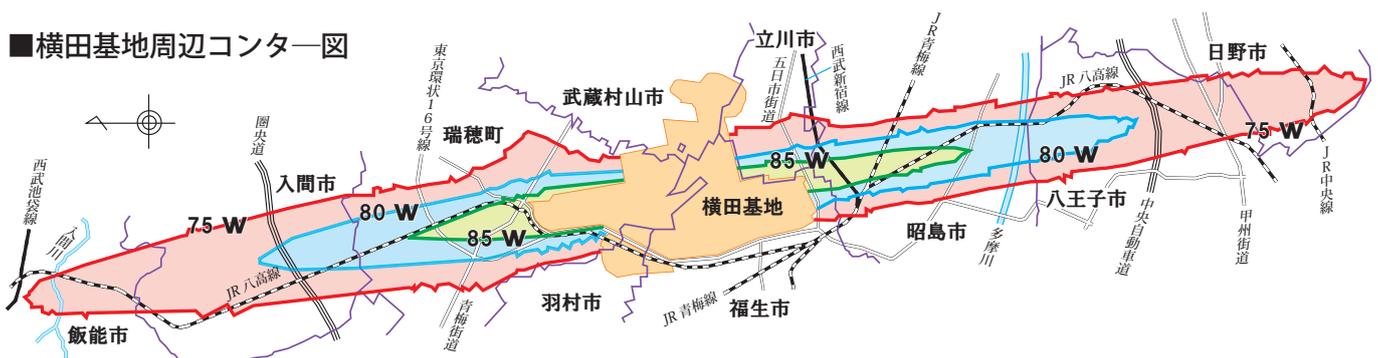
【新たなLden方式】



■立川市としての対応は

立川市で行っている横田基地の騒音調査では、データをコンピューターソフトで変更することと、6月になったら機器を変更しリースで契約することになるそうです。周辺自治体との連携などは話

■横田基地周辺コンター図



として浮上していないようですが、Ldenでの測定を広域で実施して正確な測定をしてもらいたいものです。

■環境基準の変更は

今回の測定方法の変更から環境基準も変更されます。

地域類型	現行環境基準	新環境基準
I	70WECPNL	Lden 57dB 以上
II	75WECPNL	Lden 62dB 以上

横田基地は地域類型II、環境基準75WECPNLですから、新基準は62dBということになります。

■WECPNLとLdenとの関係は

中央環境審議会振動騒音部会の答申によると、「理論的、実態的な関係からLden ≒ WECPNL - 13」としています。しかし、民間の騒音測定業務関係者の実績による、この二つの測定値の差は測定場所や測定対象によって大きく異なっていることが分かってきました。

WECPNLとLdenの関係：実測値より

空港・基地	WECPNL-Lden(dB)	測定期間
羽田空港(都内)	12.2 ~ 13.6	月平均値
羽田空港(浦安市内)	10.4 ~ 11.6	週平均値
成田空港(成田市内)	10.4 ~ 13.5	週平均値
A基地(国内)	11.7 ~ 13.7	週平均値
B基地(国内)	15.5 ~ 15.8	月平均値

別の研究者はLden ≒ WECPNL - 17になるとも指摘しており、この辺りが今後の研究を待つところかもしれません。従って、始まった新たな裁判では新環境基準62dBを超える住民に補償をするということになるのでしょうか、実際に横田基地でのLdenでの新たな騒音測定が公正に公開されて行わなくてはならないだろうと考えます。これによって新たなコンター図が引かれ、騒音の影響がより鮮明になるでしょう。同様のことが全国の基地で行われ、裁判でもLdenの持つ意味が議論されていくでしょう。

写真で見る活動報告



2012年11月11日結成総会

会場（昭島市環境コミュニケーションセンター）の様子



弁護団の先生方



信号を渡って裁判所に到着



2012年12月12日第9次訴訟提訴

現在闘病中の浅野団長



記者会見をする役員



支援に駆けつけてくれた全国の基地訴訟原告団の方々



2012年12月23日オスプレイ配備反対厚木集会～デモの先頭に立つ青山副団長

2012/12/23



今年も基地フェンスの中にあるかのような富士山
原告団 NEWS/ 横田・基地被害をなくす会 NEWS -7-

経過報告と今後の予定(2012年10月22日～)

10月22日 横田集会(三多摩平和運動センター主催)
 10月27日 10.27横田基地もいらない!市民交流集会
 11月1日 弁護団・原告団会議
 11月3日 役員会議
 11月11日 第9次訴訟・原告団設立総会
 11月24日 なくす会・原告団合同役員会議
 11月28日 労金→原告団口座開設・振り込み作業
 11月30日 嘉手納基地爆音差止訴訟～対米訴訟提訴
 12月1日 弁護団+原告団の訴状検討会
 12月2日 立川・自衛隊監視テント村40周年の集い
 12月3日 第9次横田基地公害訴訟・記者会見
 12月11日 全国基地訴訟原告団連絡会議事務局長会議
 12月12日 第9次横田基地公害訴訟,東京地裁立川支部に提訴(10時)～記者会見
 12月13日 昭島市に資料受領～提訴報告

12月19日 合同役員会議
 12月23日 オスプレイ配備撤回!米兵による凶悪事件
 糾弾!!怒りの神奈川行動
 1月14日 オスプレイの沖縄配備と全国での低空飛行
 訓練に関する相談会・学習会
 1月14日 全国基地訴訟原告団連絡会議打合せ
 1月16日 合同役員会議
 1月17日 ニュース発行
 *****【以下は予定】*****
 1月18日 弁護団・原告団会議
 2月14日 ～15日:全国基地訴訟原告団連絡会議・
 Lden学習会(大和市)
 2月24日 第2次新横田基地公害訴訟原告団結成総会
 3月7日 第9次横田訴訟・第1回口頭弁論
 3月26日 第2次新横田基地公害訴訟提訴

▶12月,日野で「♡ラブ・沖縄」という記録映画を観た。沖縄の熱い抵抗の闘いを,全
 国の人々に知ってほしいという願いが痛いほど伝
 わってくる映画だった。▶普天間基地にオスプレイ
 が配備されることになり,基地正門前に封鎖の自家
 用車が並ぶ。日常生活や海風の中で使われている痛
 みがあちこちにある軽トラックや乗用車だ。その
 間に人々が立ちほだかり,座り込んでいる。やが
 て,県警が襲いかかり,ごぼう抜きする場面が圧巻
 だ。老いも若きも平等にごぼう抜きされ,怒号が飛
 び,人々の顔には怒りや絶望,涙がある。戦争をや
 められないアメリカと「一等国」の幻影にしがみつ
 く日本という国家の醜悪さを,抵抗する沖縄を見事
 に白日のもとに晒した映像だった。▶今年,オスプ
 レイは全国で飛行訓練をはじめ。自衛隊予算にも
 オスプレイ購入のための調査費がつく。横田に飛来
 する日も近いだろう。オスプレイは「対テロ戦争」
 の戦地に大量の兵員と武器を急襲輸送する武器で
 ある。日本全土がアメリカの野戦訓練場になる日は近
 い。その時,私たちは沖縄の人々のように抵抗でき
 るだろうか。▶12月12日の第9次横田公害訴訟
 提訴の日,普天間訴訟団のTさんから韓国済州島で
 の米軍基地建設反対キャラバンの様子が載っている
 英字新聞をもらった。国内・海外からかけつけた人々
 が,幾つかのルートを数日かけて歩いて集まってく
 る。最後の会場は旗や横断幕,さまざまな趣向をこ
 らした人々で埋まっている。沖縄からもたくさん参
 加したそうだ。沖縄の人々は,周辺の海を「へだて
 の海でなく友好の海にしよう」と,韓国をはじめと
 する近隣諸国の民衆運動とじかに交流する努力を積

天欄

み重ねてきたのだ。▶横田訴訟の最初の団長・
 福本龍蔵さんから沖縄戦直前に軍の命令で沖
 縄に行った話を聞いたことがある。すでに,「捨て
 石」にする方針は決まっていた。知っているも軍隊
 があって話せなかった。その痛みをずっと抱えて戦
 後を生きた福本さんだった。戦争で平和は作れない
 一経験に裏打ちされた信念をもって基地訴訟に取り
 組んでいた。あとを引き受ける私たちも,原告を増
 やし,裁判闘争に真剣に取り組みたいと思う。(K)
 ▶昨年も群馬県の方から米軍機の騒音被害を訴える
 電話がかかってきたが,今年も1月10日夜10時
 近くに電話があった。「飛行機がうるさいので,何
 とかしてほしい。息子の受験勉強にさし障る。」と
 いうものだった。▶横田・基地被害をなくす会の方
 針としても,群馬県で米軍艦載機の飛行訓練で被害
 にあっている方々と連絡を取り,まずは実態を把握
 すること,そして,被害住民が立ち上がっていく手
 伝いをすべきだと考えている。残念ながら,今回も
 苦情を言う相手先を知るためだけの内容で,連絡先
 を教えてくれない。私たちの訴訟が始まった今,な
 かなか手が回らないのが実情だが,全国基地爆音訴
 訟原告団連絡会議とも協力して,全国の被害住民と
 手をつなぐ道を探りたい。▶第9次訴訟が始まった。
 実は,我が家には前訴訟の資料が山積みで,片付け
 が終わっていない。内容を確認しながら,廃棄(シュ
 レッターか燃えるゴミか)・資料として(裁判資料
 か運動資料か)残すのか悩みながらの作業だ。しか
 し,前訴訟の資料を見ると,よく働いていた。前回
 に負けずに働ける体力と気力が必要だ。▶まずは追
 加提訴を目指し原告を増やさねばならない。(F)